

飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について

本案による条例改正の主要な内容は、次の3つの事項になります。

### 1 公示送達の方法

令和5年の地方税法の改正により（地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号））、公示送達（※）について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方団体の掲示場に掲示し、又は公示事項をその地方公共団体の事務所に設置したパソコン画面等の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとされた。この規定の施行の日は未定であるが、令和5年改正法の公布の日（令和5年3月31日）から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることとされているため、令和8年6月までには施行されることとなる。この度公示送達についてインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正が行われ、国の市（町・村）税条例（例）にもこれに伴う規定の改正が示されたことから、条例の規定を整備する。

（条例改正案第18条、第18条の3）

※ 公示送達：納税通知書等の書類の送達先が不明な場合又は外国など送達に困難な事情がある場合に、送達すべき書類を保管しいつでも交付する旨を掲示場に掲示し、7日経過後に送達があったものとみなす方法。

### 2 特定親族特別控除の創設に伴う改正（個人の市民税 令和8年1月1日施行）

令和7年度税制改正において「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」として所得税法の改正が行われ、これに伴い個人住民税に関して次のとおり制度改正が行われることとなった（いずれも所得税と同様の対応）。

(1) 給与所得控除の最低保障額を65万円とする（現行55万円）。

(2) 扶養親族等に係る所得要件を58万円とする（現行48万円）。

(3) 19歳以上23歳未満（大学生年代）の親族について、(1)、(2)に伴い特定扶養控除の対象となる給与収入の額を103万円以下から123万円以下とするとともに、給与収入123万円超188万円以下である者を特定親族特別控除の対象とする（控除額は給与収入150万円から逡減）。

所得税の計算の例によるとされている部分については地方税法及び条例の改正は必要なく、本条例改正については、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備のみとなる。

（条例改正案第36条の2第1項、第36条の3の2第1項、第36条の3の3第1項）

（補足説明資料2～4ページ参照）

### 3 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例（市たばこ税 令和8年4月1日施行）

加熱式たばこについて、紙巻きたばこより税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえた国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても、課税の適正化の観点から課税方式が見直された。現在重量と価格によって加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは加熱式たばこ1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する等の仕組みとされた。この法改正に伴い、条例附則に所要の規定を新設する。また、激変緩和措置として、令和8年4月1日以降と同年10月1日以降の2段階で課税方式の見直しを実施する経過措置を定める。

（条例改正案附則第16条の2の2）

# 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の概要

総務省

## 1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

[令和8年1月1日施行]

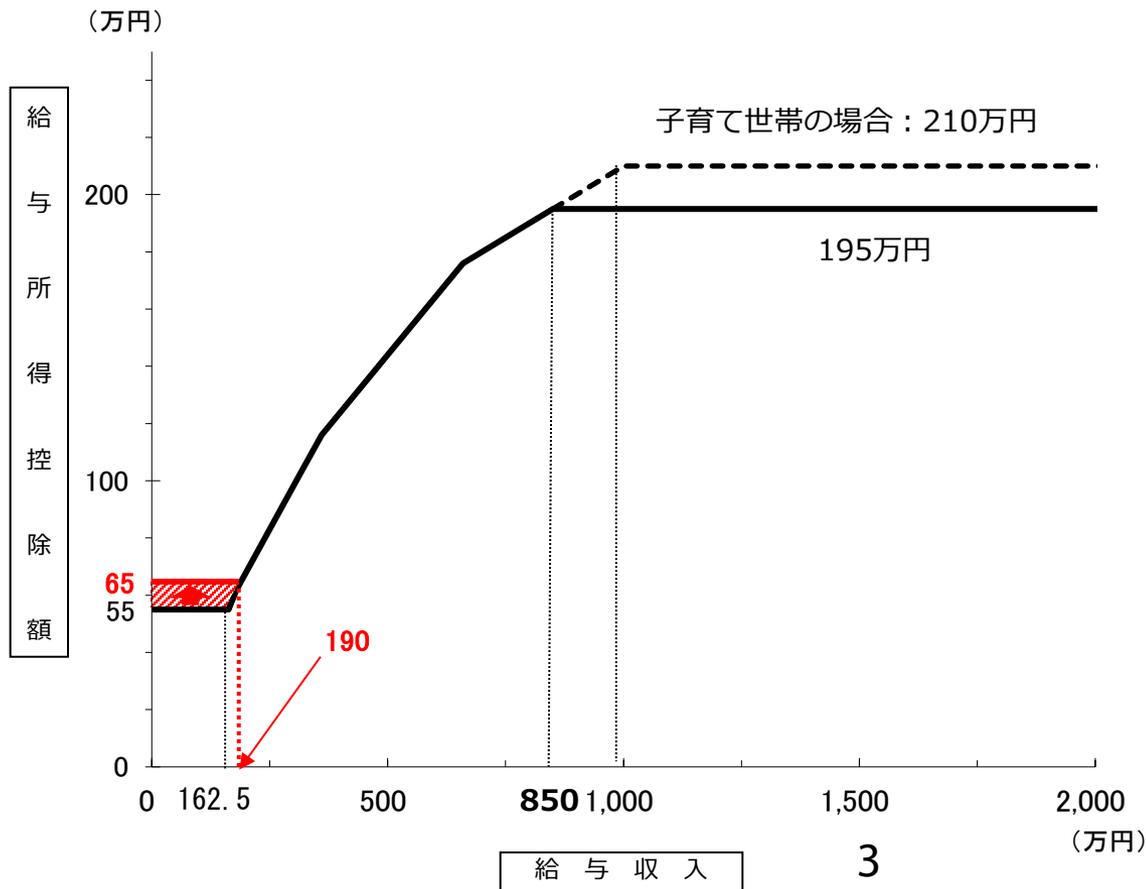
個人住民税について、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、次の措置を講ずる。

改正内容	個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	<最低保障額> 改正前：55万円 → 改正後：65万円
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	<給与収入200万円相当以下の場合> 改正前：最高48万円 → 改正後：最高95万円 ※収入に応じ控除額が逡減(例：給与収入850万円相当超の場合は58万円)
③大学生年代の子等 (特定扶養控除関係)	所得税と同様の対応	① 現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除
④扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前：48万円 → 改正後：58万円
非課税ライン (単身者の場合)	改正前	改正前
	改正後	改正後
	基本額等 45万円 (変更なし) 45万円	基礎控除 48万円 → +47万円 95万円
	給与所得控除 55万円 → +10万円 65万円	給与所得控除 55万円 → +10万円 65万円
	計 100万円 110万円	計 103万円 160万円
	(注) 地方税独自の非課税限度額が適用	※給与収入200万円相当以下の場合

※ 給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。

# 給与所得控除の見直し(案)

- 勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するとともに勤務関係に特有の非独立的な役務提供、使用者による空間的・時間的な拘束といった諸点に着目して、給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨  
 —「税制の抜本的見直しについての答申」(政府税制調査会 昭和61年10月)
- 給与所得控除は所得計算の一部であるため、個人住民税も現在、最低保障額は55万円で所得税と同一



給与所得控除額(改正後)

最低保障額: 55万円 → 65万円

給与収入	控除額
180万円以下	<del>収入金額 × 40% - 10万円</del>
360万円以下	収入金額 × 30% + 8万円
660万円以下	収入金額 × 20% + 44万円
850万円以下	収入金額 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

# 大学生年代の子等に関する特別控除の創設（案）

- 就業調整対策の観点から、国税と同様の措置として、大学生年代の子等に係る新たな控除（特定扶養控除と同額の45万円）を創設する。
- 控除対象の子等の所得要件を103万円から150万円に拡大するのに合わせて、子等の所得に応じて控除額を逡減させる仕組みを設ける。

## <特定扶養控除と特定親族特別控除の対象>

特定扶養控除 : 給与収入123万円以下である、19歳以上23歳未満の扶養親族  
(改正前: 給与収入103万円以下)

特定親族特別控除 : 給与収入123万円超188万円以下である、19歳以上23歳未満の親族等  
(控除額は給与収入150万円から逡減)

## <控除イメージ>

